



島根県報

平成22年8月3日（火）

号外 第 140 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第511号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	488号	益田市長沢町ハ426番 5 地先から同町口1110番 8地先まで	前	メートル A 4.60～ 45.00	メートル 4,601.00	益田県土整備 事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管 減幅
				B 10.00～ 75.00	1,377.00	
			後 B	10.00～ 45.00	1,377.00	
県 道	須川谷日原 線	益田市長沢町口426番 5 地先から同町口1175番 14地先まで	前	0.00	0.00	道路改良工事 区域の延伸
			後	9.00～ 33.00	232.00	

島根県告示第512号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来インター線	安来市黒井田町1477番地先から同町1396番地先まで	メートル 416.00	平成22年 8月3日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	